

第1章 森林・環境税の考え方

1 森林・環境をとりまく現状

日本のほぼ真ん中に位置する本県は、森林面積が862千ha(全国第5位)で、県土面積の81%(全国第2位)を占める全国でも有数の森林県です。また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れています。

こうした豊かな自然環境は、飲料水や産業活動のための水源保全、県土保全や保健休養など、私たちの身近な生活を支える公益的機能を有しています。

また、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止や、一度損なわれると再生が困難な生物多様性については、地球規模の環境保全としても重要です。

豊かな森林や清らかな川は、私たちの暮らしに大切な役割を果たし、多くの恵みを与えています。

【さまざまな公益的機能】

豊かな水を育み、
洪水を和らげます



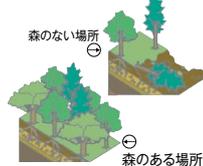
地球温暖化を
防ぎます



多様な生物を
育みます



災害(土砂崩れ)を
防ぎます



安らぎ、潤いを与える
生活空間です



しかしながら、こうした恩恵を県民に与えてくれる本県の自然環境は、近年危機的な状況にあります。

森林については、木材価格の低迷に伴う木材生産活動の停滞、担い手の不足や高齢化などにより、間伐などの手入れをしていくことが困難になっており、森林の荒廃が進んでいます。

また、都市周辺を含めた里山や里地では、生活様式の変化に伴い、薪や炭などの利用が少なくなり、その結果、手入れが行き届かないところが増え、降雨などにより表土が流出し、人家を巻き込んだ土砂災害が発生するとともに、竹の侵入や農作物等への鳥獣被害などが深刻化しています。

一方、水質環境基準の類型を指定している県内の河川においては、全て環境基準を達成し、良好な水質が維持されていますが、生活様式の変化に伴い身近な水環境に対する県民の関心が薄れ、ゴミが目立つようになるなど、その良好な景観が損なわれつつあります。

さらに、森林や河川などに生息する野生生物をみると、近年、絶滅の恐れがある野生生物の種類が増加しており、人により持ち込まれた外来種が、地域に生息する野生生物を捕食するなどして繁殖し、地域固有の生態系に影響を及ぼしています。

●岐阜県内において絶滅の危機に瀕している種の例

ハクバサンショウウオ

カワバタモロコ

イタセンバラ

ウシモツゴ

ハリヨ

イタセンバラ(希少野生生物)

●岐阜県内において生息状況が寄せられた特定外来生物の例

アライグマ

ヌートリア

オオクチバス

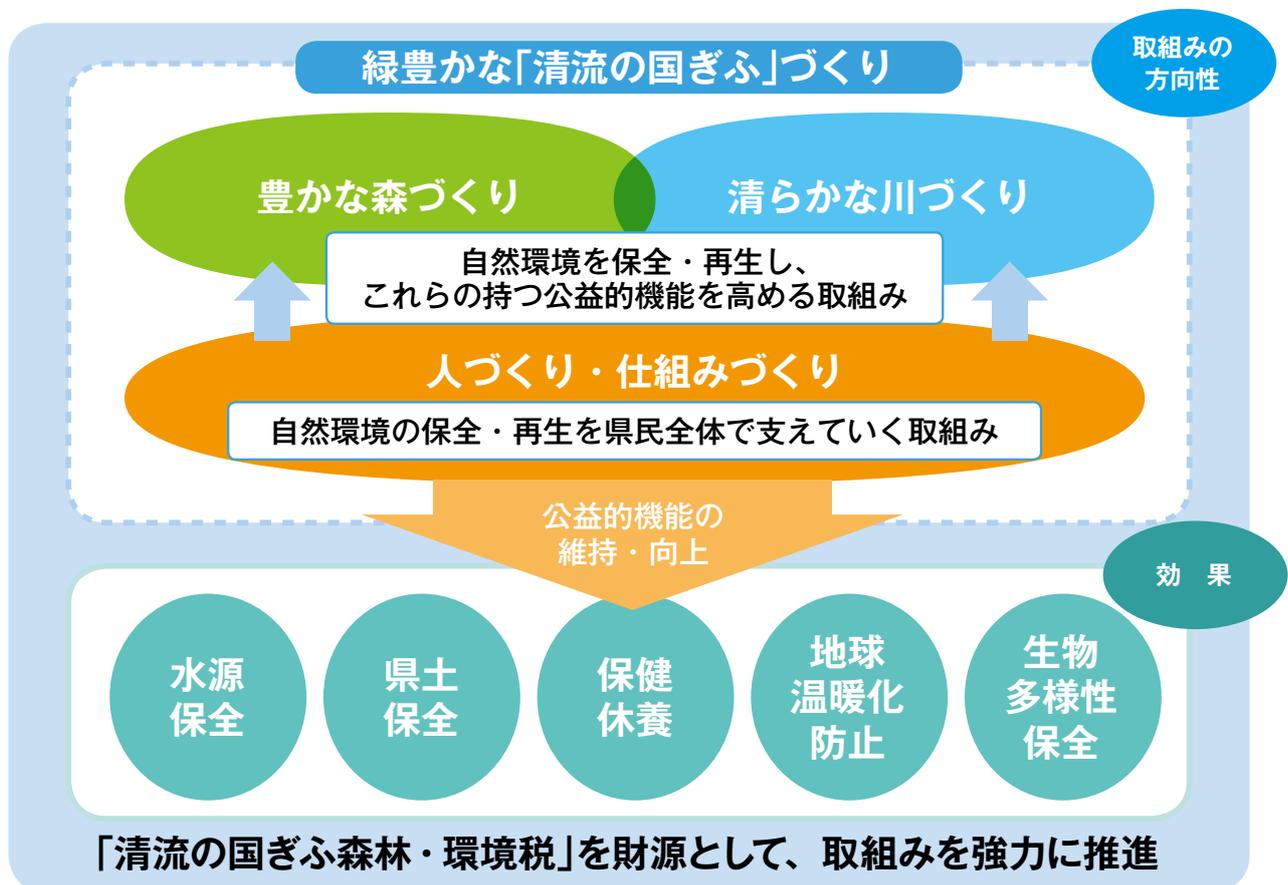
ヌートリア(外来生物)

このように、本県の自然環境は危機的な状況にあり、洪水や土砂災害の多発、水環境の悪化など県民の安全・安心で豊かな生活環境が失われるとともに、地球温暖化や生物多様性の損失など、地球規模の環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されています。

2 「清流の国ぎふ森林・環境税」の導入とその取組み

平成22年6月に開催した「全国豊かな海づくり大会」で培った、森・川・海のつながりの中での環境保全の意識を継承し、さらに喫緊の課題となっている地球環境の保全にも応えながら、本県のアイデンティティである「清流」を守り育て、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを県民協働で推進しなければならないとの気運が高まりました。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めて、森林や河川は県民の共有財産であるという認識のもと、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、平成24年4月に『清流の国ぎふ森林・環境税』を導入しました。



第1期の「清流の国ぎふ森林・環境税」では、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりを推進するため、県民の理解のもと、森・川・海のつながりを通じた『環境保全』と『県民協働』という新たな視点に立った施策を展開しました。

- 木材生産を目的としたこれまでの林業施策ではない、公益的機能の発揮を重視した森づくりを進めるための施策
- 多様な生物や水環境の保全を進めるための施策
- 地域課題への対応や県民の主体的な参画を促進するための施策

平成24～28年度の「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した取組み

(千円)

施策の区分	事業名	5年間の 事業計画量	5年間の 必要額 (当初)	H 24 ~ 28	
				実績量	実績額 下段 () は 全体事業費
Ⅰ 環境保全を目的とした水源林等の整備	1-1 環境保全林整備事業	15,000ha	2,435,000	12,640ha	1,689,000 (2,402,227)
	1-2 水源林境界明確化促進事業	400ha		232.87ha	32,947
	1-3 県民協働による森の通信簿事業	11 グループ		11 グループ	9,177
	2 水源林公有林化支援事業	150ha	75,000	77.17ha	70,615
			2,510,000		1,801,739
Ⅱ 里山林の整備・利用の促進	3 里山林整備事業	2,600ha	395,000	森林整備 2649.30ha 施設改修 62 箇所	918,545
	4 環境保全モデル林整備事業	5 箇所選定・整備	55,000	選定 5 箇所 整備 5 箇所	240,137
			450,000		1,158,682
Ⅲ 生物多様性・水環境の保全	5-1 流域清掃活動推進事業	5 流域	221,000	3 流域	7,446
	5-2 流域協働による効率的な河川清掃事業	5 流域		4 流域	191,085
	6 イタセンバラ生息域外保全推進事業	1 件	20,200	1 件	15,920
	7-1 野生生物保護管理事業(ニホンジカ)	15,800 頭	339,750	15,683 頭	207,113 (252,702)
	7-2 野生生物保護管理事業(捕獲オリ・処理設備)	捕獲オリ 500 基 処理設備 50 基		捕獲オリ 313 基 処理施設 4 基	2,514
	7-3 野生生物保護管理事業(市町村職員の育成)	25 人		19 人	7,776
	8 野生動物総合対策推進事業	1 機関	104,000	1 機関	104,148
	9-1 生きものにぎわうため池再生事業	25 箇所	116,000	26 箇所	12,326
	9-2 生きものにぎわう水田再生事業	5 地区		8 地区	12,413
	9-3 里地里川生態系保全支援事業(団体支援)	延べ 20 団体		25 団体	43,332
9-4 里地里川生態系保全支援事業(市町村支援)	延べ 25 市町村	28 市町村		29,617	

施策の区分	事業名	5年間の 事業計画量	5年間の 必要額 (当初)	H 24 ~ 28	
				実績量	実績額 下段()は 全体事業費
Ⅲ 生物多様性・ 水環境の保全	10 河川魚道の機能回復事業	修繕：253箇所 点検：673箇所	280,000	修繕：282箇所 点検：672箇所	233,958 (1,189,130)
	11 地域協働水質改善事業	1 地域	30,000	1 地域	27,456
	12 上流域と下流域の交流事業	延べ75回	52,500	延べ86回	41,861
			1,163,450		936,965
Ⅳ 公共施設等 における県産材 の利用促進	13 木の香る快適な教育 施設等整備事業	65 施設	716,550	41 施設	537,494
	14-1 ぎふの木で学校まるごと 木製品導入事業	6,000 セット	90,000	5,601 セット	85,677
	14-2 ぎふの木育教材導入 支援事業	250 施設		319 施設	17,315
	15-1 木質バイオマス利用 施設導入促進事業	ボイラー 10 施設 ストーブ 500 台	365,000	ボイラー 3 施設 ストーブ 214 台	89,929
	15-2 県民協働による未利用材の 搬出促進事業	20,000 t		10,052t	15,128
			1,171,550		745,543
Ⅴ 地域が主体と なった環境保 全活動の促進	16 清流の国ぎふ地域活動 支援事業	130 件	80,000	182 件	85,446
	17 森と木と水の環境教育 推進事業	延べ400校・園	50,000	547校・園	70,965
	18 森から生まれる環境 価値普及促進事業	45 団体 普及啓発 28 件	25,000	24 団体 普及啓発 35 件	19,490
	19 エコツーリズム促進事業	18 団体 会議 5 回	25,000	25 団体 会議 5 回	29,101
	20-1 生物多様性に配慮した地域 づくり普及推進事業	別途計画による	25,000	シンポジウム等 9 回 専門家派遣 9 回	1,861
	20-2 清流の国ぎふ森林・環境税 事業推進事業	審議会 15 回 広報一式		審議会 15 回 広報一式	26,769
			205,000		233,632
Ⅰ～Ⅴ共通施策	21 清流の国ぎふ市町村提案事業	提案数による	500,000	279 件	469,918
	合計		6,000,000		5,346,479

※) 四捨五入の関係で、最下欄の合計と、個々の実績額の合計は合わない。

3 第2期「清流の国ぎふ森林・環境税」

(1)「清流の国ぎふ森林・環境税」継続の必要性

平成24年度からの5年間の森林・環境税を活用した取組みの結果、奥山林等の間伐や里山林の整備、有害鳥獣害対策などが推進され、一定の効果を得ることができました。

しかし、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要です。また、取組みを着手しただけにとどまらず、本格的に軌道に乗せていくためには、継続的な、切れ目のない対応が必要不可欠です。

さらに、自然環境の保全・再生を巡っては、新たな課題も把握されているところです。

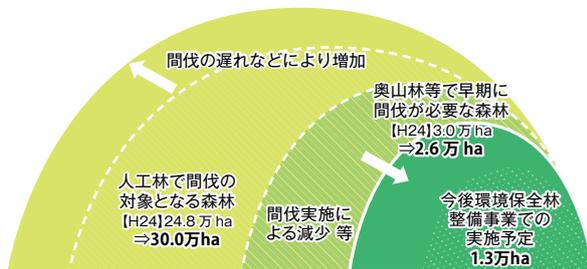
こうしたことから、平成28年12月議会において、清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例が成立し、平成33年度まで制度が延長されることとなりました。

(2)継続的な取組みが求められている課題と新たな課題

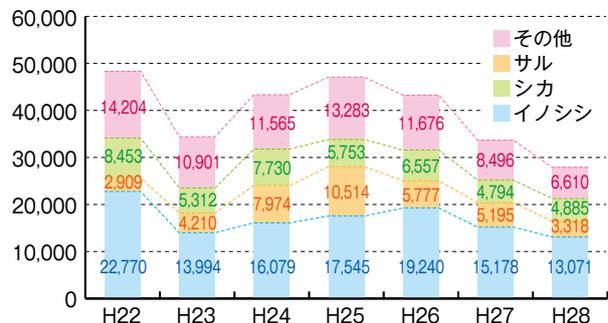
○継続的な取組みが求められている課題

- 奥山林の間伐の推進については、5年間の取組みにより、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小しましたが、依然として整備が必要な森林が存在しています。
- 有害鳥獣対策については、被害額は低減傾向ですが、依然として被害額が多く、不断の対策が必要です。

●奥山林の間伐推進



●農作物鳥獣被害額の推移



○新たな課題

- 100年先の森林のあり方を見すえて、今、どのような整備が必要かを考えるべき時期に差しかかっています。従来の『経営』や『環境保全』に加え、『観光』『生活』といった人の活動に寄り添う視点での、望ましい森林のあり方を志向し、望ましい森林の姿へと促していく必要があります。
- 「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定を契機として、里川保全の取組み強化が必要です。
- COP21においてパリ協定が採択されました。さらなる温暖化防止対策が求められる中、保全・再生の取組みにより、岐阜県の豊かな森林を維持・増進させつつ、さらに温暖化防止にも十二分に活用していく必要があります。

- 「ぎふ木育」など環境教育が浸透し、「木に触れる・親しむ」という体験を提供する取組みは一定の成果を得てきました。
 今後は、体験に立脚した「行動する」人づくりを強化する必要があります。
 特に、子どもだけでなく大人の人材育成を進めるためには、その核となる仕組み(ぎふ木育の総合拠点)が必要とされています。

(3) 具体的施策の内容

「豊かな森林づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという、従来からの方向性を維持しつつ、見直しと新たな課題を踏まえ、「①100年先の森林づくりの推進」、「②自然生態系の保全と再生」、「③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり」、「④人づくり・仕組みづくり」、「①～④共通 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進」の5つの施策を進めていきます。



(4) 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業計画

具体的な施策の概要は、以下のとおりです。

表：第2期清流の国ぎふ森林・環境基金事業 5カ年計画一覧(H29~H33)

施策の区分	森林・環境基金事業名	事業の概要	5年間の必要事業量
I 100年先の森林づくりの推進	1-1 環境保全林整備事業	水源林等における間伐等を行う市町村等への支援	13,000ha
	1-2 100年先の森林づくり普及推進事業	望ましい森林に誘導するための施業方法の検証	—
	2 水源林公有林化支援・推進事業	森林の公有林化を行う市町村等への支援等	100ha
	3 里山林整備事業	里山林整備を行う市町村等への支援	3,250ha
	4 森林地域外危険木除去事業	住民に身近な森林外の危険木伐採への支援	50箇所
	5 観光景観林整備事業	観光道路沿における景観形成のための森林整備	350ha
II 自然生態系の保全と再生	6-1 野生鳥獣保護管理推進事業(ニホンジカ・イノシシの捕獲推進)	ニホンジカ等の個体群管理を目的とした捕獲を行う市町村等への支援	ニホンジカ 37,500頭 イノシシ 1,000頭
	6-2 野生鳥獣保護管理推進事業(カワウ等対策)	カワウ等の捕獲等による被害対策活動に対する支援	カワウ等 3,000羽
	7 野生鳥獣保護管理推進事業(市町村職員の育成)	有害鳥獣対策に従事する市町村職員の育成を支援	30人
	8 野生動物総合対策普及推進事業	鳥獣対策に関する調査研究	参加者2,500人
	9 流域協働による効率的な河川清掃事業	上下流域が連携した河川清掃活動の実施	73河川
	10 生きものにぎわうため池再生事業	ため池の外来種を駆除し、生態系の保全を図るモデル的な取組みを支援	15箇所
	11 水田魚道設置推進事業	水田魚道の設置を推進し、多様な在来魚類の生息環境拡大を図る	5地区
	12 生態系保全団体支援事業	生態系を復活させるモデル的な取組みを支援	25団体
	13 生態系保全市町村支援事業	生態系保全に取り組む市町村の支援	30市町村
	14 河川魚道の機能回復事業	県管理河川の魚道の適切な維持管理の実施	健全な魚道80%

施策の区分	森林・環境基金事業名	事業の概要	5年間の必要事業量
Ⅱ 自然生態系の 保全と再生	15 用排水路・河川落差解消 支援事業	農業用用水路等の落差を解消するための取 組みを支援	5 地区
Ⅲ ぎふの豊かな 森林・水を活 かした環境に やさしい社会 づくり	16 木質バイオマス利用施設 導入促進事業	公共施設等の木質バイオマス利用施設の導 入を行う市町村等への支援	ボイラー 5 施設 ストーブ 100 基
	17 小水力発電による環境 保全推進事業	小水力発電所の設置及び環境保全学習への 取組みを支援	15 施設
Ⅳ 人づくり・ 仕組みづくり	18 木の香る快適な公共施設 等整備事業	教育福祉関連施設等の木造化等を行う市町 村等への支援	45 施設
	19 ぎふの木で学校まるごと 木製品導入事業	学校等の机・椅子などの導入を行う市町村 等への支援	6,000 個
	20 県民協働による未利用材 の搬出促進事業	県民協働による未利用材の搬出を行う市町 村への支援	20,000t
	21 ぎふ木育拠点整備等事業	「ぎふの木」を核とした学び等のサービ スを提供できる常設拠点の整備等	1 施設
	22 ぎふの木育教材導入支援 事業	「ぎふの木」を使った教材の導入を行う学 校等への支援	300 施設
	23 森と木と水の環境教育 推進事業	子どもたちを対象とした環境教育の実施	5,000 人
	24 清流の国ぎふ森林・環境 税事業推進事業	事業評価審議会開催 税の広報 PR 事業	審議会 15 回 計画による
Ⅰ～Ⅳ 共通施策 (地域のニーズに 基づいた環境保 全活動の促進)	27 清流の国ぎふ地域活動 支援事業	創意工夫ある森づくりや川づくり活動への 支援	200 件
	28 清流の国ぎふ市町村提案 事業	市町村が提案する事業への支援	250 件
5施策	28 事業		

4 必要となる経費

必要な施策を実施するための経費を、今後5年間で約60億円と試算し、単年度平均すると約12億円となります。

(単位：億円)

施策	今後5年間に 想定される必要額	年間必要額
①100年先の森林づくりの推進	27.50	5.50
②自然生態系の保全と再生	13.90	2.78
③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり	2.25	0.45
④人づくり・仕組みづくり	9.20	1.84
⑤地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進	7.15	1.43
合計	60.00	12.00

5 費用負担の方法

(1) 県民税均等割の超過課税方式の採用

本県の恵まれた自然環境の保全・再生を通じて得られる恩恵は、全ての県民が享受していること、また、今後新たに必要となる施策は社会全体で支えていくという基本的な考え方のもと、県民や企業に広く公平に負担いただく「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから仕組みが簡便で、徴税コストも新たな税制度を創設するより安価であるなどのメリットがあります。

さらに、新たな負担は、県民一人ひとりが本県の恵まれた自然環境の価値やそれらを保全・再生することの重要性に対する理解・関心をより一層深め、森づくり・川づくりに積極的、主体的に参画しようとする意識の醸成につながることを期待できます。

《税のしくみ》

- 税の名称 清流の国ぎふ森林・環境税
- 課税方式 県民税均等割に加算
- 納める方 県民税均等割を納めている方
- 税率 個人:年額1千円
法人:年額2千円～8万円
- 期間 5年間(H29～H33)
- 税収見込み 5年間で60億円

(2) 県外下流域からの協力

一方、本県の自然が持つ公益的機能の恩恵は、「水」を通して県外下流域の住民にも広く及ぶものです。

このため、県外下流域から本県の森づくりや川づくりに対して協力が得られる取組みも強化しています。例えば、「ふるさと納税制度」を活用し、県外下流域の方が寄付金を納めていただく際に、森林・環境税の使途事業に充当することを選んでいただくメニューを設けており、県外下流域の皆さんにこの制度を広く呼びかけています。

6 管理方法等

(1) 基金設置による使途の管理

県民税はその使途を特定されない普通税であるため、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されません。

新たな財源として上乗せする税収と既存の税収を区分し、その使途を県民に対して明確にするため、「清流の国ぎふ森林・環境基金」を設置し、税収相当額から賦課徴収に要する費用を控除した後の額を積み立てて、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当しています。

(2) 使途事業実施に伴う透明性の確保

県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行います。毎年実施する使途事業の内容及び結果については、県民に対して公表します。

(3) 効果の検証

課税期間中に使途事業の達成状況や効果を検証し、継続等の見直しを行います。

(4) 事業評価について

事業の進捗に応じて、下記を基準に県が評価を行い、最終の評価を第三者機関の意見を踏まえ決定します。

計画値の進捗率	事業評価
90%以上	効果的に実施・執行されていると認められる。
70%以上、90%未満	概ね効果的に実施・執行されていると認められる。
50%以上、70%未満	執行状況が低調であり改善が必要である。
50%未満	執行状況が低調で効果が感じられず、さらなる努力が必要である。